



葛飾区 男女平等推進計画 (第5次)

平成29(2017)年度～平成33(2021)年度

葛 飾 区

はじめに

女性も男性もお互いの人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、ともに協力し合える社会の実現に向けて、この度、第5次となる「葛飾区男女平等推進計画」を策定いたしました。

葛飾区では、女性の地位向上のための取組を総合的に推進するため、平成8年（1996年）に第1次となる「葛飾区女性行動計画」を策定して以降、様々な施策を推進してまいりました。

平成16年には、男女平等社会の推進に関し基本理念や区の基本的施策等を定めた「葛飾区男女平等推進条例」を制定しました。当時、区の政策方針決定過程への女性の参画率は21.9%でしたが、目標として打ち出している30%を達成するための取組の結果、現在27.1%まで拡大しました。また、男女共同参画に対して重要なワーク・ライフ・バランスの推進については、企業への支援も行うなど、多様な生き方・働き方の実現に向けた方策を打ち出しました。さらに、配偶者暴力相談支援センターの機能整備を行い、DV防止対策を強化するとともに、迅速な被害者支援も進めています。

今回の第5次計画は、これまでの男女平等施策の成果を踏まえつつ、新たな施策の方向として、女性の活躍推進・自立と安定した暮らしに向けた環境整備・「多様な性」「多様な生き方」の尊重、女性視点での防災対策などを掲げ、推進すべき取組を明らかにしたものです。併せて、本計画の一部を葛飾区における「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」（第3次）及び「葛飾区女性活躍推進計画」と位置付けました。

すべての区民が、個性や能力を発揮し協力し合い社会生活を営むことができる「誇りあるふるさと葛飾」を実現するため、区では、これからも男女平等推進施策に取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、熱心に議論を重ねていただきました葛飾区男女平等推進審議会の委員の方々並びに貴重なご意見をお寄せくださいました区民の皆様に、心から感謝を申し上げます。



平成29年（2017年）3月

葛飾区長 青木 克徳

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	3
2 計画の基本理念	3
3 計画の性格	3
4 計画の期間	3
5 計画の背景	4
第2章 葛飾区の男女平等推進の現状	9
1 少子・高齢化と世帯構成の変化	11
2 女性の労働と男女平等推進	13
3 配偶者等からの暴力	15
4 男女平等推進を取り巻く状況	16
第3章 計画の内容	19
1 計画の体系	20
2 基本目標と推進体制	22
目標1 男女平等意識を持ち、あらゆる分野への男女共同参画を推進します	22
課題1 男女平等の意識づくりと理解の促進	22
課題2 男女の参画推進	27
目標2 すべての人が生き生きと暮らすための支援を充実します	31
課題1 仕事と生活の調和の推進	31
課題2 健康支援	37
課題3 生活上の困難な状況を解消するための取組促進	40
目標3 人権が尊重される社会づくりに取り組みます	44
課題1 あらゆる暴力の根絶	44
課題2 多様性の尊重	52
推進体制 男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制	55
課題1 推進体制の強化に向けた取組	55
課題2 国・東京都との連携	58
3 計画事業一覧	59
第4章 資料	69
○関係法令	
葛飾区男女平等推進条例	71
葛飾区男女平等推進審議会規則	75
葛飾区男女平等推進本部設置要綱	76
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	79
男女共同参画社会基本法	86
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	91
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	100
○葛飾区男女平等推進計画（第5次）の策定経過	107
○葛飾区男女平等推進審議会委員名簿	109
○男女共同参画関連年表	110

